

2011年度（平成23年度）

加茂中学校防火・防災計画

2011年(平成23年)年4月4日

所在地	福山市加茂町大字下加茂1190番地
T E L	084-972-2065
防火管理者	石井哲之

福山市立加茂中学校 消防計画

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

第1条 この計画は、福山市立加茂中学校の防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災、その他の災害の予防、及び生徒の人命の安全、並びに被害の極限防止を図ることを目的とする。

第2節 防火管理者の権限及び計画の適用範囲

(消防計画の適用範囲)

第2条 この計画は、当学校に勤務する職員及び登校する生徒、その他出入りするすべての者に適用するものとする。

(防火管理者及び事務局)

第3条 防火管理者は、教頭とし、事務局を総務部におき、この計画のすべての事務を行うものとする。

(防火管理者の権限及び業務)

第4条 防火管理者は、この計画についての一切の権限を有し、次の業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の検討および変更
- (2) 建築物、火気使用設備器具、危険物施設などの点検検査の実施、及び不備欠陥事項の改修促進
- (3) 消防設備等の点検整備の実施、及び不備欠陥本項の改修促進
- (4) 火気の使用又は取扱いに関する指導
- (5) 増改築、修繕、模様替え等の工事時における火災予防上の指導
- (6) 生徒、職員に対する防災教育及び各種訓練の年度計画の作成とその実施指導
- (7) 校長に対する防火管理に関する助言及び報告
- (8) 市教育委員会との防火、防災対策に関する事務の推進
- (9) その他、防火管理上必要な業務

2 防火管理者は、次の業務について深安消防署への報告、届出等を行うものとする。

- (1) 消防計画の提出（改正の都度）
- (2) 建物及び諸設備の設置、又は変更に伴う諸手続き
- (3) 増改築、修繕、模様替え等を行うときの事前連絡
- (4) 消防設備等の点検結果の報告

- (5) 教育訓練指導の要請，及び各種訓練の実施報告
- (6) その他法令に基づく諸手続

第3節 防火管理委員会

(防火管理委員会の設置)

- 第5条 防火管理業務の適正な運営を図るため，校長を委員長とする防火管理委員会を設置する。
- 2 委員は，防火管理者をはじめ学年主任及び各部門の責任者をもって別表1のとおり指定するものとする。
 - 3 委員会の開催は，定例会と臨時会とし，定例会は学期1回，臨時会は委員長が必要を認めたとときに開催する。

(審議事項)

- 第6条 防火管理委員会は，次の基本的な事項について審議する。
- (1) 消防計画の作成及び変更に関する事
 - (2) 生徒の人命安全に関する事
 - (3) 校舎及び消防用設備等の維持管理に関する事
 - (4) 予防管理組織及び自衛消防組織の編成に関する事
 - (5) 消火，通報及び避難訓練に関する事
 - (6) 震災対策に関する事
 - (7) 防災教育とその実施方法に関する事
 - (8) その他防火管理に関する事

第2章 予防管理対策

第1節 予防管理組織等

(予防管理組織)

- 第7条 予防管理組織は，火災予防のための組織と，自主点検，検査を実施するための組織とする。
- 2 火災を予防するための組織は，平素における火災予防及び地震時の出火防止を図るため，防火管理者のもとに，各階および特別校舎（体育館等）ごとに防火担当，責任者を，各普通教室及び特別教室ごとに火元責任者をおくものとし，別表2のとおり定める。
 - 3 自主点検検査を実施するための組織は，消防用設備及び建物，火気使用設備器具，電気設備等について適正な機能を維持するため，定期的に点検検査を実施するものとし，点検資格者及び自主点検検査班を別表3のとおり定める。

（防火担当責任者の業務）

第8条 防火担当責任者は次の業務を行なうものとする。

- (1) 担当区域内の火元責任者に対する業務の指導及び監督
- (2) 防火管理の補佐

（火元責任者の業務）

第9条 火元責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 担当区域内（各教室）の火気管理
- (2) 担当区域内の諸設備器具の維持管理
- (3) 地震時における火気使用器具の使用停止及び安全措置
- (4) 防火担当責任者の補佐

（自主検査班の業務）

第10条 自主検査班は、建物、火気使用設備器具、危険物施設等の検査を次の事項に留意し別に定める検査票により実施する。

- (1) 調理室、湯沸室、技術員室、保健室等における火気使用状況の適否及び火気使用設備の構造、管理の適否
- (2) 理科室、技術室等の火気使用器具及び危険物、火薬類、高圧ガス等の貯蔵扱い状況ならびにその管理の適否、また、実験用各種材料等の保管の適否
- (3) 冬期の暖房用ストーブの取扱い等の使用後の処理の適否、特に金属製煙突の構造、壁体貫通部の異常の有無の確認
- (4) 職員室、休養室等における喫煙、火気管理の適否（学校敷地内を禁煙にしている）
- (5) 体育館の照明装置の異常の有無
- (6) 防火壁に接する可燃物（燃焼媒介物）の有無
- (7) 廊下、階段等の避難上障害となる物品等の有無

（自主点検班の業務）

第11条 自主点検班の点検資格者（消防設備士）は、消防用設備等の機能を維持管理するため、別に定める点検票により整備を毎月初めに実施するものとする。

（自主点検検査の時期）

第12条 前条による自主点検検査は、原則として年3回、6月、10月、2月に行うものとする。また、点検資格者（消防設備士）による総合点検は、8月に行うものとする。なお、平素における外観的な点検については各火元責任者が随時行うものとする。

自主検査対象物（建築物、火気使用設備器具、危険物施設等、電気設備）

自主点検対象物（消火器、屋内消火栓、消火用水、自動火災報知設備、非常警報、設備器具、誘導灯、漏電火災警報器）

(点検検査の記録および報告)

第13条 防火管理者は、点検資格者（消防設備士）及び各自主点検検査班長から結果をまとめ、校長に報告するとともに「防火対象物維持台帳」に記録しておくものとする。

2 校長は、消防用設備等の点検結果について「消防用設備等点検報告書」に各種検票を添付して3年に1回深安消防署に報告するものとする。

第14条 防火管理者は、建築物等及び消防用設備等に不備欠陥事項があるときは、その改修計画を立案し校長に報告するとともに、必要な指示を得てその促進を図るものとする。

第2節 火災予防措置

(火気等の使用制限)

第15条 防火管理者は、火災警報発令下又はその他の事情により火災発生の危険や人命安全上必要があると認めた場合は、その旨、校内全域に伝達し、火気の使用制限及び危険な場所への立入りを禁止するものとする。

(火災予防上の厳守事項)

第16条 火気などを使用する者は、次の事項を厳守しなければならない

- (1) 火気使用器具は、指定された場所以外では使用しないこと
- (2) 火気使用器具は、使用前必ず点検し安全を確かめて使用すること。また使用後は必ず安全措置を講ずること
- (3) 火気使用器具の周囲は常に整理整頓し、可燃物を置かないこと。特に冬期に特別教室でストーブを使用する場合は、生徒に対し「ストーブ使用上のきまり」を厳守させること
- (4) 火気使用器具を使用する場合は、消火用水又は消火器を使用すること

2 次の事項を行おうとする者は、防火管理者へ連絡し承認を得なければならない。

- (1) 教室等の一部を変更して使用するとき
- (2) 教室等において火気使用設備器具の増設や移転を行うとき
- (3) カーテン、ブラインドおよび暗幕の設置又は交換するとき
- (4) 鍵の管理方法や施錠位置を変更するとき

3 校内において工事を行うものは、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 工事責任者は、工事に伴う作業計画を防火管理者に提出すること
- (2) 生徒の安全を確保するため工事を行なう区域への立入禁止措置を講じておくこと
- (3) 消火器または消火用水を配置しておくこと
- (4) 指定場所以外ではたき火や喫煙等を行なわないこと
- (5) 危険物を利用するの工事は、その都度防火管理者に報告すること

(学校施設を利用する者及び出入りする者の厳守事項)

第17条 学校施設を利用する者は、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 利用者は、防火管理者から火災予防及び避難管理上の指導を受け、防火責任者及び自営消防組織を編成し学校長に屈けること
- (2) 避難口、廊下及び階段や避難通路となる部分に避難上障害となる物品を置かないこと
- (3) 廊下及び階段は、避難時につまづき、すべり等を生じないように維持しておくこと
- (4) 避難口に設ける戸は、容易に開放できるものとし、開放した場合は廊下、階段等の幅員を有効に保持できるようにしておくこと
- (5) その他火災予防及び人命安全上必要な事項

第3章 自衛消防活動対策

第1節 自衛消防活動組織

(自衛消防隊の設置)

第18条 自衛消防組織は、校長を自衛消防隊長（以下「隊長」という）に防火管理者を副隊長とし、別表4のとおり編成する。

(隊長等の権限及び任務)

第19条 隊長は、自衛消防活動における一切の権限を有し、次の任務を行なうものとする。

- (1) 避難開始時期の決定及び避難状況の把握
- (2) 各種災害を判断し、自衛消防活動上必要な指揮、命令
- (3) 消防隊との密接な連携

2 副隊長は、隊長を補佐し隊長が不在の場合はその任務を代行する。

第2節 自衛消防活動

(自衛消防本部の設置及びその活動)

第20条 自衛消防隊本部は、校庭の安全かつ生徒全体を把握できる校庭南西鉄棒前に設置する。なお、自衛消防隊本部の構成員は隊長、副隊長、指揮係とする。

2 自衛消防隊本部には、防火対象物維持台帳及び在校者名簿など関係資料を準備し、指揮命令及び消防隊に対する情報提供体制を確立する。

(通報、連絡)

第21条 火災を発見した者は、職員室に連絡するとともに消防機関「119」に通報すること。

2 通報連絡係員は、放送設備を活用し、次の放送文例により緊急放送を行う。

- (1) 授業中の場合
「只今、校舎〇階〇〇室より火災が発生しました。生徒は全員校庭に避難しなさい」
- (2) 休憩中の場合
「只今、〇〇より火災が発生しました。教室にいる生徒は先生がすぐ行きますから教室で静かに待ちなさい。校庭にいる生徒は鉄棒前に集まりなさい」

- 3 通報連絡係員は、消防機関へ通報されたかどうかを確認するとともに火災の延焼状況や生徒の避難状況を随時自衛消防本部に通報すること。

(消火活動)

第22条 初期消火係員は、火災発生の際と同時に発災場所に急行し、屋内消火栓及び消火器等を使用し、延焼拡大防止を主眼とした消火活動を行うこと。

- 2 消防隊到着後は、消防隊に協力するとともに、警戒区域の設定及び自衛消防本部との連絡にあたること。

(避難誘導)

第23条 避難誘導は次により行うこと。

(1) 授業中の校内出火の場合

(ア) 授業担任は、ただちに授業を中止し、校内緊急放送を静かに聞くよう指示する。

(イ) 避難及び避難経路は、原則として次による。

① 校舎内より火災が発生した場合は、出火場所にかかわらず全生徒を校庭に避難させる。

② 火災発生階より上層階の学級は、非常階段又は火災発生場所の反対側から避難させる。

③ 火災発生階より下層階の学級は、屋内階段から避難する。この場合、上層階からの避難を優先させる。

(ウ) ハンカチ等を口にあてるよう指示し、煙を吸わせないようにする。

(エ) 出席簿を持ち廊下に整列させたのち校舎外へ避難誘導を行う。

(オ) 廊下、階段では、「押さない」「走らない」「喋らない」を励行させる。

(カ) 校舎外では、早足で行動し、集合位置に整列させ人員点呼を行うとともに自営消防隊本部に報告する。

(2) 休憩中校内出火の場合

ア 学級担任は、自分の教室に直行し、混乱を防止するとともに出席簿を持ち定められた避難経路により避難誘導を行う。

イ 学年主任は、校内の生徒が残留するおそれのある便所、体育館等に直行し、生徒を集め安全に避難誘導を行う。

ウ 校庭での人員点呼等は、授業中の活動に準じて行う。

(防護安全措施)

第24条 防護安全係員は、建物、火気使用設備器具及び高圧ガス等について次の安全措施を講ずるものとする。

(1) 避難終了後の防火戸の閉鎖

(2) 調理室及び理科室のガス栓の閉鎖及び高圧ガスボンベ、危険物等の安全な場所への移動

(3) 暖房設備等の使用停止措置及び危険物施設の安全措施

(4) その他、防護安全上必要な措置

(残留生徒の救出活動)

第25条 救助係員は、発災と同時に次の活動を行うものとする。

(1) 生徒の避難開始と同時に担当区域を巡回し、残留者の有無を確認する

(2) 残留者がいた場合は、屋内階段等が使用可能なときは階段を使用し、使用不可能

な場合は、避難器具を操作し救出する。

- (3) 避難器具の操作にあたっては、地上の設定者を指定しその者との連携をはかり設定する。

(応急救護活動)

第26条 応急救護係員は、次の活動を行うものとする。

- (1) 自営消防本部と併設して救護所を設定する
- (2) 負傷者の応急処置を行うとともに学年、名前、負傷程度等の必要事項を記録し自営消防隊本部に報告する
- (3) 救急隊到着後は、救急隊と密接な連絡をとり、負傷者を速やかに搬送できるように努める

(休日、夜間における活動体制)

第27条 休日、夜間の諸活動は、次の業務を行うものとする。

- (1) 火災を発見した場合は、消防機関へ通報するとともに別に定める緊急連絡者一覧表に基づき関係者への連絡を行う
- (2) 消火器及び消化バケツ等を使用し、初期消火活動を行なう
- (3) 火災の延焼状況により当学校で定められた貴重品の搬出を行ないその管理にあたる

(装備)

第28条 自衛消防隊の装備並びにその管理と保管場所は次によるものとする。

- (1) 装備 消火器（常時定位置に設置のもの） ロープ 3
携帯用マイク 2 ヘルメット 5
警笛（教職員数） 携帯用照明器具 5
メガホン
- (2) 装備器材の保管場所は、教師用のものは各教室とし、その他は事務室、技術員室、放送室とする。
- (3) 装備器材の維持管理は、教師用のものは各教師教で、またその他については事務局で行ない、常時使用できるよう点検整備しておくものとする。

第4章 震災対策

第1節 震災予防措置

(震災予防措置)

第29条 各自主点検班及び火元責任者は、地震による災害を予防するため、第2章各節の点検検査と合わせて建物及び諸施設等の点検を毎月1日に行うものとする。

- 2 点検検査は、次の事項に留意し実施するものとする。
 - (1) 建物及び建物に付随する工作物（スピーカー等）の倒壊、落下危険の有無
 - (2) 戸棚、ロッカー、昇降口の靴箱などの転倒危険の有無
 - (3) 高所に不安定な物品を置く場合の落下防止措置の確認
 - (4) 窓ガラスのひびわれ等危険個所の有無
 - (5) 理科室の実験用器具、薬品による災害を防止するための措置の適否

(例えば、強酸類は砂箱に、その他の引火性発火薬品は転倒しないセパレート型の箱に入れてあるか。)

(6) 理科室の化学消火器及び乾燥砂の状況の適否

(震地後の安全措置)

第30条 各火元責任者は、担当区域内の生徒の安全と教室内の窓及び天井等の安全確認及び火気使用器具(ストーブ等)の異常の有無を点検する。
(被害をもたらさない地震の場合においても同様とする)

2 各点検検査班は、地震後校舎全般にわたり、建物、火気使用設備器具及び消防用設備等について点検検査を実施し、異常の有無を防火管理者に報告する。

3 防火管理者は、火気使用設備器具についての各報告に基づき安全を確認したうえで使用供給の開始を指示する。

(震災に備えての準備品)

第31条 震災に備え、次の品目を常に持ち出せるよう準備しておくものとする。

品名	保管場所
医薬品、担架、毛布	保健室
携帯用ラジオ、携滞用マイク	放送室
ロープ、警笛、メガホンその他	所定の保管場所
自衛消防隊用の器具	

(生徒引き渡し)

第32条 防火管理者は、各担当教師をして、震災時に生徒を家族に引き渡すため、引き渡す場所及び方法について、保護者に周知徹底しておくものとする。

(避難場所の指定)

第33条 避難場所は、次のとおり指定しておくものとする。

避難場所	加茂中学校校庭南西	鉄棒前に朝礼の隊形
------	-----------	-----------

第2節 地震時の活動

(地震時の活動)

第34条 地震時の活動は、第3章各節によるほか次によるものとする。

(1) 授業中地震が発生した場合の基本行動

第1次措置

(校長等の基本行動)

火気使用器具の始末をするとともに初動体制に必要な指示、命令を行う。

(教師の基本行動)

地震発生と同時に生徒を机の下などに身をかくさせ本部からの指示を待つ。

火気使用器具の始末を行う。

第2次措置

(校長等の基本行動)

校舎及び周囲の状況を確認し、避難開始の命令を校内放送及び口頭で行う。

(教師の基本行動)

教室内外の状況を確認し、避難の準備を行う。

屋外への避難命令を受けた場合は、生徒に防護措置をとらせ避難路に従い避難を開始する。

第3次措置

(校長等の基本行動)

避難終了の確認を行うとともに、第2次避難場所への動向を判断する。

(教師の基本行動)

出席簿を携行し、校庭へ避難完了したならば人員点呼を行い、異常の有無を本部へ報告する。

(2) 休憩中地震が発生した場合の基本行動

第1次措置

(校長等の基本行動)

火気使用器具の始末をするとともに本部員以外のものは、校庭及び体育館に急行し、生徒の安全措置を講ずる。

(教師の基本行動)

地震発生と同時に教室に直行し、机の下などに入るよう指示するとともに出口を確保する。

第2次措置

(校長等の基本行動)

本部員は全生徒及び校舎の被害状況を把握するとともに、その状況に応じた必要な措置命令を行う。

本部員以外のものは、状況により生徒に教室にもどるよう指示する。

(教師の基本行動)

地震動終了後、混乱を静め人員を確認し、教室にいない生徒を調べる。

生徒が全員教室に戻ったかどうか、また負傷の有無を確認し、その措置を行う。

その後の行動について本部からの指示を待つ。

第3次措置

(校長等の基本行動)

授業中に準じて行う。

(教師の基本行動)

授業中の避難に準じて行う。

(避難行動)

第35条 避難行動は、次により行うものとする。

- (1) 生徒が机の下に身を置いた後、状況把握をし避難行動が適切に行なえるよう指示をする。
- (2) 校舎外への避難開始は、周囲の状況によるが、原則として本部からの命令により行うものとする。
- (3) 校舎が意への避難方法は、校舎の一部倒壊と出入り口の閉鎖及び、その他の危険性がある場合は避難経路を即時に判断して行う。それ以外は23条に定める経路に従い行うものとする。
- (4) 次の避難場所への避難は、公共機関の避難命令及び校長の判断により避難を開始する。
- (5) 次の避難場所への避難は、隊列を組み教職員は隊列の左右に適宜位置し事故防止

に努める。

(6) 次の避難場所への避難が終了した場合は、福山市教育委員会に連絡する。

(7) 避難時における装備の携行者は、次のとおりとする。

装備名	携行者	用途
担架	応急救護係	傷病者を搬送する
医薬品	応急救護係	応急手当用
メガホン	学級担任教師	避難時の指示徹底をはかるために使用
ラジオ	通報連絡係	情報を収集するために使用
重要書類等	搬出係	非常持出品の搬送及び管理
毛布	応急救護係	傷病者の救助用具として使用
携帯用拡声機	本部 及び 学年主任	避難時の統率徹底をはかるために使用

(生徒の引き渡し)

第36条 学級担任は、生徒を家族に引き渡す場合、原則として避難場所において引き渡しカードにより確認し、必ずチェックしてから行なうものとする。また、学級担任不在の場合は学年主任がこれを代行する。引き渡しカードは生徒連絡票でこれを代用することができるものとする。

第5章 防災教育及び訓練

第1節 防災教育等

(防災教育の実施)

第37条 防火管理者は教師に対する防災教育を次の基本事項に基づき年度計画を作成するものとする。

- (1) 消防計画に定める遵守事項について
- (2) 生徒に対する防災教育及びその指導方法について
- (3) 火災及び地震等の災害時における任務および責任について
- (4) その他火災予防上必要な事項について

2 各学級担任は、生徒に対し次の基本的事項について防災教育を実施するよう努めなければならない。

- (1) 火災及び地震等による災害の基礎知識について
- (2) 地震の発生する要因について
- (3) 煙及びガス等の危険性について
- (4) 油類による火災発生危険について
- (5) 火災を予防するための基礎知識について
- (6) 避難方法及び避難訓練の重要性について
- (7) 学校周辺の地理的現況について
- (8) その他火災予防上必要な事項について

(防災意識の啓発)

第38条 防火管理者は、教師及び生徒の防災意識を高めるため次の事項を行うものとする。

- (1) 防災に関するポスター、パンフレット等の作成
- (2) 学年通信等を利用し、生徒及びその家族に対し学校における防災対策及び避難訓練等について報知する
- (3) 被害の発生しない地震であっても、その都度校内放送等を利用し防災意識の高揚を図る
- (4) 消防署と密接な連絡を図り、火災予防等に対する円滑な推進を図る

第 2 節 防災訓練

(防災訓練の実施)

第 39 条 防火管理者は、前 37 条の防災教育に関する年度計画と合わせて教師及びその他の職員に対する各種訓練計画及び生徒の避難訓練等の実施時期、方法について具体的に作成するものとする。

(避難訓練時の基本行動)

第 40 条 訓練時の生徒がとる基本行動は次のとおりとし、災害時には自然にその行動がとれるよう訓練及び日常のカリキュラムを通し習熟を図るものとする。

【 災害種別等 生徒の基本行動 】

- ・授業中校内火災
 - 1 すべての行動をやめ、静かに放送を聞く。
 - 2 先生の指示を受けるまでは勝手に行動はしない。上げきをきちんと履く。
 - 3 ハンカチを出し、静かにすばやく廊下に並ぶ。学用品は持たない。
 - 4 煙が出ている場合は、身を低くし、ハンカチを口にあて煙を吸わないようにする。
 - 5 「押さない」「走らない」「喋らない」で行動する。
特に階段においては前の生徒を押ししたりしない。
 - 6 校庭では、所定の場所では整列し、座って指示があるまで待つ。

- ・休憩中校内火災
 - 1 教室、廊下、体育館等にいる場合
 - ア 放送及び先生の指示をよく聞き、指示通り静かに行動する。
 - イ 廊下、便所等の生徒はその場で、先生の指示を待つ。
 - ウ 避難の途中で教室等に引き返さない
 - 2 校庭等にいる場合

放送及び先生の指示に従い、決められた集合位置に整列して静かに待つ。

- ・授業中地震発生
 - 1 あわてて外に飛び出したりせず、机の下に身を入れ頭を防護する。
 - 2 先生の指示により、校庭へ避難する場合は火災時の避難に準じて行う。

- ・休憩中地震発生
 - 1 教室、廊下、体育館等にいる場合
 - ア 教室にいる場合は、ただちに机の下に身を寄せる。
 - イ 廊下、体育館にいる場合は、ガラス窓から離れ、廊下等の中央に

- 身をふせ先生の指示により教室にもどる。
- ウ 便所等にいる場合は、ドアを開き、その場で地震が終了するのを待ち、先生の指示により教室にもどる。
- 2 校庭にいる場合
- ア 校舎や塀から離れ、頭を守ってふせる。
- イ 地震動がおさまる次第、先生の指示に従い行動する。

(消防機関への指導要請及び報告)

第41条 防火管理者は、避難訓練、自衛消防訓練を実施する場合は、事前に「自衛消防訓練通知書」により深安消防署に通知するとともに必要と認める場合は指導要請を行うものとする。

(訓練結果の検討)

第42条 防火管理者は、避難訓練結果をまとめ防火管理委員会で検討を行い、その後の訓練に反映させるものとする。

第6章 その他の災害活動対策

第1節 水災時の活動

第43条 防火管理者は、台風、集中豪雨等で被害が予想される場合は、次の措置を行うものとする。

- (1) 自主点検検査班をして、校内の異常の有無を点検させ補強等の安全措置を行う。
- (2) 通報連絡係員をして、市役所および防災機関等から必要な情報の収集を行うとともに周囲の被害状況を確認する。

(緊急下校)

第44条 緊急下校は、別に定めるところにより行う。

付則

この計画は、平成7年4月1日から施行する。

別表1 防火管理委員会

構成	委員長 副委員長 委員	校長 教頭 教務主任 養護教諭	生徒指導主事	各学年主任	事務専門員 (計 9名)
----	-------------------	--------------------------	--------	-------	-----------------

別表2 予防管理組織編成表

防火管理者	教頭
防火担当責任者	1階……教頭 2階……3学年主任 3階……2学年主任 4階……1学年主任 体育館、プール……体育科主任 技術室……技術科主任 部室……各部顧問 その他……教頭
火元責任者	1階 校長室……校長 職員室、印刷室、休養室……教頭 事務室、放送室……事務専門員 技術員室……教頭 保健室……養護教諭 カウンセラー室……生徒指導主事 第1理科室……理料主任 調理室……家庭科主任 技術室……技術科主任 その他……教頭
	2階 各教室……各学級担任 少人数・相談室……3年学年主任 技術室……技術科主任 第2理科室……理科主任 被服室……家庭科主任
	3階 各教室……各学級担任 パソコン室……情報担当 美術室……美術科主任 図書室……図書室担当 少人数・資料室……2学年主任
	4階 各教室……各学級担任 音楽室……音楽科主任 少人数・生徒会室……1学年主任
その他	体育館、プール……体育科主任 クラブ部室……各クラブ顧問 その他……教頭

別表3 自主点検検査組織編制表

(自主点検)	消火器 屋内消火栓 消火用水 自動火災報知設備 非常警報設備 誘導灯 漏電火災警報器 (実施班 総務部)
(自主検査)	建築物全般 火気使用設備器具 危険物施設 電気設備 (実施班 特別教室についてはその担当教職員, 他は総務部)

別表4 自衛消防組織編制表

係別、名前、	1. 火災時の任務概要	2. 地震時の任務概要の順に記述
* 指揮班	校長, 教頭, 各学年主任 1. 自衛消防隊の指揮及び隊長, 副隊長の補佐 2. //	
* 通報連絡班	教頭, 事務専門員 1. 消防機関への通報及びその確認、 校内への報知及び避難の指示 2. 出火防止の呼びかけ, 情報収集態勢の早期確立	
* 避難誘導班	各学級担任 1. 生徒の安全な避難誘導とその管理 消防隊到着時の生徒の事故防止 2. 生徒の安全措置及び避難誘導 火気使用器具の始末	
* 防護安全班	1年副担任 1. 使用中の電気, ガス, 危険物等の安全措置, 防火戸の閉鎖 2. 使用中の電気, ガス, 危険物等の安全措置, 非常口等の確保	
* 救助班	1年副担任 1. 避難終了後の検索, 残留者の救出 2. //	
* 初期消火班	3年副担任 1. 火災の初期消火 2. //	
* 救護班	養護教諭 1. 負傷者の応急処置 2. 負傷者の応急処置及び担架による搬送	
* 搬出班	2年副担任, 事務主任, 技術員 1. 非常持出し品の搬送及びその管理 2. //	

緊急連絡先

消防署	1 1 9	福山市民病院	9 4 1 - 5 1 5 1
深安消防	9 6 2 - 1 2 3 4	加茂診療所	9 7 2 - 2 0 7 1
警察署	1 1 0	市教育委員会(学校教育部)	
福山北警察	9 6 2 - 0 1 1 0	指導課	9 2 8 - 1 1 7 0
下加茂派出所	9 7 2 - 2 0 4 6	施設課	9 2 8 - 1 1 1 1
加茂派出所	9 7 2 - 2 0 0 5	神辺交番	9 6 2 - 0 0 5 1

教室配置図 避難経路図

平成23年度

福山市立加茂中学校

- ◆ 消火栓
- ★ 消火器

